

ご注意ください！

被害が多発！！

特殊詐欺の手口について

●補償の対象にならないキャッシュカード被害の例

1. キャッシュカード手交型(詐欺)

警察官や銀行協会職員、金融庁職員、デパート店員などを装い、「あなたのカードが不正に使われている。」「詐欺グループを捕まえたら、あなたの個人情報が出てきた。」などと電話を掛けてきます。

その後、「**あなたの口座が悪用されている。」「キャッシュカードを新しくしましょう。」**

などと言ってキャッシュカードを用意させ、ご自宅を訪れた警察官や銀行協会職員などを装う犯人が、キャッシュカードをだまし取る手口です。

2. キャッシュカードすり替え型(詐欺盗)

ご自宅に犯人が来るところまでは、キャッシュカード手交型と同じですが、すり替え型では、犯人が持参した封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れさせ、その後、開けられないように、「**封印をするので、印鑑を持って来てください。**」と言って、印鑑を取りに行かせ、お客さまが離れた隙に別のカードが入った偽物の封筒とすり替え、偽物のカードが入った封筒をお客さまに保管させ、本物のカードが入った封筒は犯人が持って行ってしまう手口です。

3. キャッシュカード切り込み型(詐欺)

今もっとも多い手口です

犯人がお客さまの目の前で、**キャッシュカードに切り込みを入れて「使えなくなった」ように安心させ(磁気部分以外を2～3cm切った程度では通常通り使用できてしまいます)、**キャッシュカードをだまし取る手口です。

<特殊詐欺被害に遭わないために…ご注意ください！>

○言葉巧みに暗証番号を聞き出そうとしますが、警察官・銀行協会職員・金融庁職員・デパート店員などが、暗証番号をお聞きしたり、メモを封筒に入れさせたりすることは絶対にありません。

○警察官・銀行協会職員・金融庁職員・デパート店員などが、カードの不正利用等を理由に、直接お客さま宅に伺い、カードを袋に入れ保管する指示をしたり、持ち帰ることは絶対にありません。

上記のような場合、**すべて** 特殊詐欺です。110番通報や、最寄りの警察署に連絡してください。

また、キャッシュカードや暗証番号はお客さまご自身でしっかりと管理してください。

2021年1月
巣鴨信用金庫